中学校完全給食推進本部専門部会 平成 30 年度第 1 回会議 会議録

開催日時 平成 30 年 (2018 年) 8 月 23 日 (木) 10 時 30 分~11 時 15 分 開催場所 本庁舎 3 号館 3 階 302 会議室 出席者

(部会長)

学校教育部長	伊藤	学			
(部会員)					
危機管理課長	山本	修三	行財政改革担当課長	橋本	智稔
財産管理課長	河島	知博	基地対策課長	村松	健二
保健所生活衛生課長	石川	智美	環境管理課長	大友	佐登志
廃棄物対策課長	坂下	一仁	農業水産課長	原	耶彦
公共建築課長	亀井	泰治	開発指導課長	角川	正彦
建築指導課長	桑島	正明	交通計画課長	岩城	光利
給排水課長	辰馬	和義	予防課長	飯島	和彦
学校給食担当課長	志村	恭一			
(代理出席者)					
経済企画課係長	大道	裕	学校管理課係長	田辺	勇
財政課主任	澤村	亮			
(事務局)					
保健体育課 係長	田中	慎一	保健体育課 主任	中川	雄介
保健体育課 担当者	菅野	翔太			

1 開会

【部会長】

本日は、ご多用の中お集まりいただき、厚く感謝申し上げる。

この中学校完全給食推進本部専門部会は、中学校完全給食の実施について必要な事項を検討するため、平成28年度に設置したもので、昨年度は2回、会議を開催し、給食センターの基本計画、整備・運営に係る事業手法等についてご意見をいただいた。今回の会議については、後ほど事務局からも説明があるが、これまでの経過や現在の検討状況について情報共有を図るとともに、事業を進めていく上で、注意すべき事項などがあればご意見をいただきたいと考えている。

また、今後の事業者募集にあたって検討しているいくつかの項目についても、ご意見をいただきたいと思っている。なお、本日が今年度第1回目の会議となる。お配りした名簿のとおり、組織改正や人事異動により、新たに部会員としてお願いさせていただいた方もいる。昨年度から継続の方も含め、ご協力のほどよろしくお願い申し上げる。

2 案件

- (1) これまでの検討状況について
- (2) 想定スケジュールについて

【事務局】

- ◇資料1 中学校完全給食実施に向けた検討状況について
- ◇資料2 想定スケジュールについて

「1 検討経過」について、平成28年7月に、中学校完全給食を実施することを決 定した。その後、実施方式について検討を行い、平成29年7月に、総合教育会議等を 経て、教育委員会において実施方式をセンター方式とし、給食センターを1カ所整備と することを議決した。その後、平成29年10月には、企画調整会議において、用地を旧 平作小学校とすることを決定した。平成30年3月には、教育委員会において「(仮称) 横須賀市学校給食センター基本計画」を策定するとともに、給食センターの整備・運営 を DBO 方式という、設計・建設・運営を一括して発注する方式で整備することを決定し た。「2 検討組織等」について、平成28年7月に中学校完全給食を実施することが決 定した後、実施方式や実施に向けた諸課題等について検討を行うため、新たに設置した 検討組織を含め、様々な形でご意見をいただき、検討を進めてきた。「(1) 市議会」に ついては、平成28年9月から平成30年3月まで「中学校完全給食実施等検討特別委員 会」が設置され、ご審議いただいた。なお、平成30年4月以降は教育福祉常任委員会 において審議が行われている。「(2)中学校完全給食推進本部・専門部会」のうち、「ア 中学校完全給食推進本部」については、市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長、 上下水道局長、全部局長により組織し、検討をしている。そして、「イー中学校完全給 食推進本部専門部会」こちらが、本日の会議となるが、推進本部内に設置し、学校教育 部長を部会長とし、関係する課長により組織し、実施に必要となる専門的な事項につい て検討をしている。

2ページ「(3) 中学校完全給食推進連絡協議会」については、教職員、保護者、教育委員会事務局で構成し、学校運営に関する課題等の情報を共有し、その解決策等を検討している。「(4)(仮称)横須賀市学校給食センター整備運営事業者選定委員会」については、平成30年7月1日条例施行により設置した附属機関で、給食センターの設

計、建設及び運営を行う事業者の選定等に関し、事業者の選定基準等の検討、事業者の 提案書等の審査を行い、教育委員会に意見を具申するものである。学識経験者等外部の 委員3人、市職員2人の5人で構成をする。「3 地域への説明」について、給食セン ターの用地となる旧平作小学校の周辺の方に対し、記載のとおり、町内会等での説明や 地域説明会のほか、周辺住民への訪問等を行ってきた。今後も解体工事前や整備開始前 などに、回覧などによる周知や説明会等を行っていく予定である。

3ページ「4 給食センターについて」「(1)概要」について、今回、整備を想定している給食センターは、市立中学校全23校の生徒・教職員等を対象としており、調理可能食数としては、1日最大10,000食程度を想定している。提供方法は、クラス分の給食が入った食缶で配送し、教室で生徒が配膳する形となる。用地は、旧平作小学校で、敷地面積は14,984㎡、敷地全体を給食センター用地とする想定である。建物としては、鉄骨造の平屋建てまたは2階建てで、延床面積については、5,500㎡程度を想定している。その他、大規模災害が発生した際には、災害発生翌日または翌々日から3日間程度、地域の方への炊き出し等応急給食(おにぎり、汁物)の実施を想定していること、アレルギー対応食の専用調理室を設置すること、会議室、見学スペース、調理実習室等の設置を検討していること、配送車や職員用の駐車場、駐輪場等を設置すること、などを想定している。

4ページ「(2) 建築基準法第48条ただし書の許可について」、旧平作小学校の都市 計画法上の用途は、第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域である。そのため、 給食センターという工場を建設するためには、建築基準法第 48 条ただし書の許可を得 る必要がある。許可を得るためには、利害関係人への公聴会を行った上で、建築審査会 の同意が必要となり、特定行政庁の許可にあたっては、良好な住居の環境を害するおそ れがないと認められること、または公益上やむを得ないと認められることが必要となる。 「(3) その他」について、関係車両の出入口の場所や走行経路等について、警察や県 土木事務所などと協議の上で設定するが、出入口は、近隣住民のご意見等も踏まえ、旧 平作小学校正門側ではなく、久里浜田浦線側に1カ所設置する方向で協議を進めている。 資料2「想定スケジュールについて」の1ページ、「1 整備内容」について、「(1) 給食センター」の関係としては、アにあるように、旧平作小学校の地質調査を、平成 30 年 7 月から 10 月にかけて、業務委託により実施している。調査結果については、事 業者募集の際に公表し、応募する事業者が建物の基礎の想定やそれに伴う費用算出等を 行うための基礎資料とする。「イ 既存校舎等の解体」について、給食センター整備・ 運営事業の開始に先立ち、旧平作小学校の校舎・体育館・プール等の解体を行う。また、 昨年度実施した調査により、建物や外壁にアスベストを含有している箇所があるため、 必要な対策をとりながら解体を行う。「ウ 給食センター整備・運営事業」について、 今回は DBO 方式ということで、設計・建設・運営を一括して発注するため、事業者は、 設計、建設、調理備品、運営、維持管理などの企業によりグループを組成し、事業者募

集に参加をする。事業者選定については、先ほど説明した、(仮称)横須賀市学校給食 センター整備運営事業者選定委員会において審議を行う。給食センターの整備にあたっ ては、今年度、「子育て・教育環境整備(給食センター)実施計画等」を策定する。策 定にあたり業務委託を行っているが、その委託の中で、給食センターの整備要件を検討 するということで、事業者募集にあたっての実施方針、要求水準書の作成などを併せて 行っている。「(2)中学校」について、給食センターから配送されてくる給食を受け入 れ、各クラスに運搬するための整備を並行して行っていく。「ア 昇降機(小荷物専用 昇降機)」について、各中学校に給食運搬用の昇降機として、小荷物専用昇降機を整備 する。「イ 荷受室・配膳室」にあるように、各中学校の1階に、食器・食缶等の受け 取り、仕分け作業などを行う荷受室を整備するとともに、各階にクラスごとの配膳車等 を置く配膳室を整備する。参考までに、大まかな給食提供の流れについて説明する。給 食センターから配送されてくる食器や食缶のコンテナについては、中学校1階にある荷 受室で、給食センターの整備・運営事業者が雇用する配膳員が受け取る。コンテナに入 っている食器や食缶については、荷受室で仕分けをし、小荷物専用昇降機で各階の配膳 室に上げる。その後、配膳室でクラスごとの配膳車に載せ、セットをする。給食時間が 開始すると、各クラスの給食当番の生徒が各階の配膳室に配膳車を取りにきて、クラス まで運び、クラスにおいて食缶から食器に盛り付けをすることになる。片付けについて も、生徒は各階の配膳室まで戻し、その後、配膳員が1階に下ろした上で、コンテナに 積み込み給食センターのトラックが回収に訪れ、引き渡すことになる。

2ページに現時点での想定スケジュールについて記載した。給食センター整備・運営 事業について、現在、基本的な募集内容を示す実施方針や事業者に示す要求水準書の案 を作成している段階となる。後ほど案件(3)で、要求水準関連の項目についてご意見 をいただく予定だが、ご意見も踏まえて検討のうえ、条件を固めていき、10月から11 月頃に、実施方針や要求水準書の案を公表する予定である。それらを公表した後、今回 の事業に関心を抱いている事業者、事業グループから意見や質問などが寄せられるので、 それらを精査し、条件を固めた上で、2月に入札公告を行う予定としている。なお、12 月には、整備と15年間の運営・維持管理に係る債務負担行為を計上し、議決をいただ きたいと考えている。その後、平成31年度に入ると、6月から7月頃に事業者提案の 内容審査を行い、8月に事業者決定、9月定例議会で議決をいただき、事業契約を締結 することを想定している。設計・建設期間としては、平成31年11月から平成33年6 月までの 20 か月間程度を想定しており、その期間内で、設計、建築基準法第 48 条ただ し書許可、計画通知、建設を行うことになる。その後、平成33年7月から8月にかけ て開業準備を行い、平成 33 年8月の夏休み明けから給食提供を開始したいと考えてい る。解体工事については、整備・運営事業とは別途契約をし、平成 31 年 6 月定例議会 での議決を経て、解体工事を開始し、平成 32 年 2 月頃までに完了することを想定して いる。中学校側の荷受室・昇降機等の整備については、現在、中学校 11 校の設計を行

っている段階である。今後、工事や設計を順次進め、平成 33 年 8 月の給食開始に間に合うように整備を進めていきたいと考えている。

◆質疑

【公共建築課長】

公共建築課では、中学校の昇降機の設置等についてこのスケジュールどおりと考えている。今年度の設計についてはすでに始まっているが、毎年、予算の段階で各主管課から170件ほどの工事の依頼があり、現状の人員で何とか対応している状況である。今回の中学校側の整備スケジュールを踏まえて、平成31年度と32年度は、他の主管課の工事を精査してもらうこと、また課の人員についても増員できないか協議をしているところであるが、まだ回答は出ておらず、このスケジュールどおりできるか心配している。今の時点でスケジュールの変更をお願いをするということではないが、そういった状況であることを承知いただきたい。

【部会長】

事情としては承知した。しかし平成33年8月に完全給食を開始することは、変更できるものではないと考えており、今後も相談しながら進めていくので、協力をお願いしたい。

(※部会長(学校教育部長)他の業務のため司会進行を学校給食担当課長に交替)

【建築指導課長】

スケジュールについて、設計・建設期間が平成31年11月から平成33年6月と示されているが、タイトで厳しい設定である。設計・建設期間より前の部分で2、3カ月でも前倒しすることはできないか。

【学校給食担当課長】

今の指摘は、平成31年10月の事業契約の締結のあたりのスケジュールを詰められないかとのことかと思う。指摘のように設計・建設期間の前を数カ月縮めるということは重要なことであると考えている。引き続き事務局でも調整し、改めて説明をできればと考えている。

【建築指導課長】

スケジュールを縮められるところは、可能な限り圧縮してほしい。

(3) 給食センター要求水準関連事項について

【事務局】

◇資料3 給食センター要求水準関連事項について

資料3「給食センター要求水準関連事項について」、「1 概要」についてだが、今後、 給食センター整備・運営事業に応募する事業者に対し、給食センター等に求める性能ま たは仕様を示すために、要求水準書を作成し、公表することになるが、作成にあたり事 前に方向性を固めておく必要がある事項について、意見を伺いたいと考えている。

具体的には、「2 関連事項」の部分となるが、まず、「(1)残さ等の処理」についてである。

「ア 概要」にあるように、給食センターでは、調理くず、食べ残しなどによる残さ 等が発生する。残さ等の処理については、食品リサイクル法で再資源化が望まれるとこ ろだが、再資源化の過程で臭気が発生する恐れや、設備投資によるコスト増などの課題 もある。

次に、資料3の1ページ、「イ 対応案」についてだが、まず、残さ等の減容化・減量化を図るため、給食センターに、厨芥処理機等を設置する。厨芥処理機等で、ごみの粉砕や脱水を行い、重量を減らす。一方で、給食センター用地は、第1種中高層住居専用地域等で周辺に多数住居があるため、臭気等が懸念される生ごみ処理機など堆肥化設備は設置しないこととしている。残さ等の回収については、他都市では整備・運営事業者の事業範囲として任せる場合と、市で別途回収する場合があるが、現在、小学校・特別支援学校の残さ等についても委託して回収を行っているため、市で別途委託等をすることとし、その上で、リサイクル施設への持ち込み等による再資源化については、別途検討することとしたい。

次に、「(2) エネルギー対策」についてだが、まず、「ア 概要」にあるように、省 エネルギー対策を推進するため、施設の省エネルギー設計、エネルギー消費を低減する 高効率の空調・給湯機器の導入、照明機器の LED 化などにより、地球環境への配慮及び 光熱水費の低減を図る必要があるというものである。

次に、「イ 対応案」についてだが、地球環境への配慮や光熱水費の低減等を図るために、事業者選定にあたっての審査基準において、施設の省エネルギー設計などエネルギー対策に関する項目を設けることにより、事業者がエネルギー対策についてより良い提案を行うようにする。なお、幅広い提案を求めるため、太陽光発電など具体的な方法の指定は行わないことにしたいと考えている。

次に、「(3) 熱源」についてだが、まず、「ア 概要」にあるように、給食センターは、限られた時間内で作業を行う大量調理施設のため、熱源について、安定した供給が

求められる。また、大規模災害が発生した際は、地域住民への炊き出しなどの応急給食 を実施することを想定している。

次に、「イ 対応案」についてだが、給食センターの基本的な熱源については、要求水準書では具体的な指定は行わず、事業者提案の中でより良いものを選択することにしたいと考えている。ただし、(仮称)横須賀市学校給食センター基本計画においては記載のように、大規模災害が発生した際に、災害発生翌日または翌々日から3日間程度、地域住民への炊き出しなど応急給食を実施することを想定しており、給食センターのガス、電気、水道のいずれかのライフラインが復旧していない場合でも、地域住民への炊き出しが行えるよう、緊急災害用の移動式回転釜も整備することにしているため、この部分を担保した形で提案を求めることにしたいと考えている。

最後に、「(4) その他」の「ア 旧平作小学校正門側歩道拡幅」についてだが、旧平作小学校正門側歩道が狭いため、正門側の歩道(久里浜田浦線~正門付近)を拡幅したいと考えている。給食センター整備の際に歩道として整備した上で、施設完成後に土木部に所管換えできるよう調整したいと考えている。

次に、「イ 他機能の併設等」についてだが、他自治体では、例えば、レストランの 併設や高齢者への食事提供など、給食センター以外の機能の併設や公園整備など余剰地 活用を要求する事例もあるが、整備費用が増加する可能性があることなどから、これら について条件としては設定しないことを考えている。

◆質疑

【危機管理課長】

災害時の対応や熱源について、今後要求水準書の内容を固めていくことになると思うが、今回の資料のような内容になるのか、より詳しい内容になるのか、記載内容について事前に確認をさせていただきたい。

【事務局】

要求水準書においては、この対応ができる熱源を確保することというような部分は性能発注になるが、移動式回転釜の設置や炊き出しへの対応などについては明確に記載しないと事業者が対応しないと想定されるため、必ず仕様に書くことになる。危機管理課には、基本計画策定の際にも相談させていただいたが、要求水準書の記載内容についても、実際に市として行いたい内容も含めて引き続き調整したいので協力をお願いしたい。

【廃棄物対策課長】

残さの処理について、施設内に生ごみ処理機は導入せずに処理を委託するということ で構わないと考えているが、再資源化は努力義務となっているので、再資源化できると ころへ委託してほしい。現在、委託している小学校等の給食残さは焼却処理となっているが、この機会に小学校等も含めて再資源化できるよう取り組んでほしい。

【学校給食担当課長】

これについては、資料にも記載してるとおり費用対効果も踏まえて検討せざるを得ないと考えている。現在防衛補助の獲得を目指しているが、補助対象となるのはイニシャルコストについてであり、ランニングコストは対象とならない。ご指摘のように再資源化している自治体も多くあることは把握しているが、コストが多くかかることにもなるので、費用対効果も含めて検討していきたい。

【行財政改革担当課長】

エネルギー対策について、地球環境への配慮と光熱水費の低減を図る必要があるとのことだが、地球環境への配慮を重視するとイニシャルコストは高くなることになり、どちらをどの程度重視するのか、両面重視するのか、審査基準の中で示していくことになるのか。

【事務局】

地球環境への配慮を重視すると初期整備に係る費用は高くなると思われる。ただし、イニシャルコストをかけた分、ランニングコストは縮減できる。この場合、地球環境への配慮について一定の点数を与えた上で、イニシャルコストとランニングコストの合計が高くなるのであれば、価格点や財政面への配慮については点数が下がる可能性が出てくると考えている。

【保健所生活衛生課長】

給食センターと中学校側の配膳室の整備などについて、変更が可能な時点で、保健所 生活衛生課の視点でも確認させてほしいと考えているが可能か。

【事務局】

要求水準書を出す段階でも確認した方が良いか。

【保健所生活衛生課長】

その段階でも確認させてほしい。

【事務局】

では要求水準書の内容がある程度固まってきた段階で確認をお願いしたい。ただし要求水準書は性能発注に近い性質のものなので、具体的な図面などはない状態である。実

際の図面は事業者が決定した後に基本設計、実施設計を作成する中で出てくるものなので、その時点では費用の変更を伴わない範囲でないと指摘は難しいと考えている。市が要求水準書で示した内容に対し、事業者側がこの価格で整備する、というのが原則である。しかし当然法令上遵守しなければならない事項については指摘できるので、そういった観点からは確認していただきたい。

【保健所生活衛生課長】

要求水準書には細かい部分についてまでは盛り込まないと理解しているので、最低限 守るべき事項については示すことはできても、保健所が求めるような内容までは記載す ることが難しいと考えている。しかし実際の設計の段階であまり指摘できないとなると 非常に苦しいところである。

【事務局】

要求水準書には遵守すべき法令を記載する。求める指導内容が法令に則ったものであれば、設計段階でも指摘できると考えている。

【保健所生活衛生課長】

法令に則った部分については、事業者側も当然遵守すると考えているが、法令に記載されていない部分についても、こうした方が良いということもあり得る。

また、配膳室など中学校側の整備についても、公共建築課を中心に設計を行うことになると思うが、同様に内容を確認させてほしいと考えている。

【公共建築課長】

中学校側の整備については、現在、学校給食担当と協議しながら設計を進めていこうと考えているが、こちらは庁内での作業となるので、連携を取りながら進めていきたい。

(3) その他

【事務局】

今後の予定について説明する。

会議録は、完成次第、確認を依頼するので、協力をお願いしたい。

次回の会議の開催時期については、必要に応じて、他の検討状況も踏まえた上で調整 したいと考えている。

また、要求水準書に記載する遵守するべき法令等について、照会をかけて確認を依頼 するのでご協力いただきたい。 それ以外にも個別の確認事項について協議する場合もあるので引き続き協力をお願いしたい。

3 閉会